

地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

【報告書概要】

平成22年7月1日

情報通信審議会
情報通信政策部会
地上デジタル放送推進に関する検討委員会

目 次

はじめに	1
第1章 地上デジタル放送推進の現状	1
第2章 主な検討項目	3
第3章 アナログ放送終了を迎えるための体制・取組の強化	4
第4章 あらゆる手法による周知徹底	5
第5章 デジタル未対応の高齢者、低所得者等のための取組	6
第6章 対応が遅れている共聴施設への対策	7
第7章 テレビ放送が受信できなくなる世帯等への対策	8
第8章 その他の課題	8

はじめに

放送のデジタル化の意義・効果を踏まえて、国は、来年7月の地上デジタル放送への完全移行が確実に実施できるよう、万全の取組を行うべきであり、この答申を踏まえて各主体がそれぞれの役割を着実に果たすことにより、来年7月の完全移行は可能

<放送のデジタル化の意義・効果>

- ①視聴者のメリットは、高画質・高音質の放送、ワンセグ、マルチ編成、電子番組表、字幕放送など
- ②周波数の効率化を図り、周波数ニーズの高まっている他の用途に用いることが可能
- ③新たなサービスの出現や経済波及効果も期待

第1章 地上デジタル放送推進の現状（1）

1. 受信側の現状

- ①アナログ放送停波についての認知度は、96.6%、アナログ放送停波の時期についての認知度は、91.3%
- ②アナログ放送終了という抽象的な情報は周知されているが、受信方法の具体的な情報の周知は十分ではない
- ③地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率は、83.8%（本年3月）であり、目標の81.6%を上回る
- ④地上デジタル放送対応受信機を保有しており地上デジタル放送を視聴できる世帯の割合は77.7%
- ⑤受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設、辺地共聴施設のデジタル化対応が計画より遅れ

2. 送信側の現状

- ①電波によるカバーエリアを拡大し、昨年末で、97.5%の世帯をカバー
- ②ケーブルテレビの加入世帯は、約2,470万世帯（本年3月）であり、全世帯（約5,000万世帯）の半分弱
- ③「新たな難視」等、来年7月までに、地上系の放送基盤でデジタル放送を送り届けることができない世帯等は、暫定的に衛星放送利用。本年4月時点で、本対策の対象世帯として、118地区（約1.1万世帯）をリスト化

第1章 地上デジタル放送推進の現状（2）

3. その他の現状

（1）悪質商法

アナログ放送停波が近づく中で、悪質商法については本年に入って9件が発生。事案発生時には警察・消費生活センター等との連携、被害の発生・拡大の防止に取り組む

（2）廃棄・リサイクル

廃棄アナログテレビのリサイクルが順調に進んでいることから、平成23年におけるアナログテレビの廃棄・リサイクル量は、約1,650万台（うち、ブラウン管テレビ約1,550万台）と推計

（3）公共施設等のデジタル化

公共施設自体のデジタル化対応済み率は73.5%、公共施設による受信障害対応の完了率は46.0%

（4）地上デジタル放送の有効活用

①公共分野での活用促進、②字幕放送の推進、③地デジの特性を活かした番組づくり

（5）我が国のデジタル放送方式の国際展開

中南米（ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ等8カ国）及びフィリピンで採択

4. アナログ放送終了後の課題

（1）デジタル放送用周波数の再編（リパック）

サイマル放送（アナログ放送とデジタル放送の同時放送）の実施による周波数のひっ迫を背景として、53チャンネル以上を一時的にやむを得ず使用しているデジタル中継局については、平成23年7月から平成24年7月の間に52チャンネル以下の別チャンネルに切り替えて放送を継続

（2）東京スカイツリーへの送信設備の移転

- ・NHK及び在京民放7社は、より安定した放送サービスの提供のため東京タワーから設中の東京スカイツリー（東京都墨田区）に送信設備の移転を行う予定
- ・受信アンテナの方向調整など受信者への影響が懸念されているが、移転による影響に対しては、地上テレビ放送事業者が責任を持って対応

第2章 主な検討項目

〈取組の際の留意点〉

(1) 目標値達成のための関係者による一層の努力

これまで、関係者が共通の目標を定め、その目標を達成するために必要な取組を行うという方法で進めてきたところであり、その目標値を下回っているもの（例えば、デジタル化対応が遅れている共聴施設 等）については、目標値を上回るように最大限努力をすることが肝要。

(2) 移行時のアクションや相談のピーク分散

移行時のアクションや相談のピークを分散させるための具体的な方策に取り組む必要がある。そのためには、具体的にいつどのように小さなピークをつくるかというイメージを、国及び地上テレビ放送事業者が関係者と調整を行い、早急に、明確に打ち出す必要。

〈5つの主な検討項目〉

- ①アナログ放送終了を迎えるための体制・取組の強化 → 第3章
- ②あらゆる手法による周知徹底 → 第4章
- ③デジタル未対応の高齢者、低所得者等のための取組 → 第5章
- ④対応が遅れている共聴施設への対策 → 第6章
- ⑤テレビ放送が受信できなくなる世帯等への対策 → 第7章

第3章 アナログ放送終了を迎えるための体制・取組の強化

対策を効果的に実施するためにも、地上デジタル放送の世帯普及率をはじめとするデジタル放送移行の進捗状況に関する指標について把握し、ウェブサイト等に公表
世帯普及が遅れている地域の状況分析と対応策についても可能な限り詳細に公表

①相談時期が分散する取組（問い合わせの前倒し）

- ・来年7月前後に相談の電話等が集中し、相談者が混乱することのないよう、早めの相談を促すための周知

②相談先が分散する取組

- ・地デジコールセンターでは、コール集中時に入電内容に応じて対応する者をふり分けるなど、できるだけ効率的に対応できる体制の構築
- ・分散した相談先が必要な態勢強化を行い、それらが相互に連携を図り、情報を的確に集約・分析するとともに、問題が発生したときにすみやかに対応できる仕組みの構築

③地デジコールセンター・デジサポの対応人員・回線数増

- ・コールセンター・デジサポの対応人員・回線数を、できるだけ早く（遅くとも来年6月までに）抜本的拡充

④「相談」から「対応（工事等）」につながる仕組みづくり

- ・デジタル化対応の前倒しを図るため、アンテナ等の工事が必要な場合、電器店や工事業者を紹介する仕組み

⑤工事体制の確保等

- ・来年7月前後には、アンテナや共聴施設の改修工事等が相当程度集中することを想定し、それに適切に対応する体制や工事業者の確保方策、仮に工事業者が足りない場合等の優先対策の考え方を整理

⑥身近な臨時相談コーナーの設置

- ・来年7月前後に、短期間、市町村単位等の規模で、生活に身近な場所に、臨時相談コーナーの設置

⑦地デジボランティアによる声かけ等、高齢者宅等への最終確認活動

- ・初步的な問題の解決をお手伝いする等のため、身近なボランティアによる地域ごとのサポート体制を整備

第4章 あらゆる手法による周知徹底

一層の周知徹底を図ることにより、アナログ放送終了にあたって混乱が生じないようにするために、国・デジサポと地上テレビ放送事業者が徹底して取り組むとともに、他の関係団体の協力を得て対策

今後の周知広報にあたっては、アナログ放送が停波する時期（来年7月24日）だけではなく、アナログ放送の通常番組からデジタル放送視聴への移行を強く促すための最終段階の放送に移行する時期（現在の計画では来年7月1日の予定）についても、周知徹底が図られるよう、取り組む

（1）国・デジサポ

- ・説明・相談会、戸別訪問、政府広報等、新聞・ラジオの活用
- ・民生委員等による注意喚起、病院・福祉施設等の協力でポスター掲示や高齢者等への声かけなど
- ・消防庁の「住宅用火災警報器」の周知と連携

（2）地上テレビ放送事業者

- ・アナログ放送への告知スーパー表示を強化（来年1月から原則常時の予定。関東地域等では全国に先駆けて）
- ・デジタル放送への対応方法を丁寧に説明する番組の放送

（3）販売店

- ・店内へのポスター掲出やチラシ等の備置き、店内に地デジ相談コーナーを設置、自社広告に併せた周知

（4）地方公共団体

- ・広報誌、ポスター掲出、回覧板による周知、地方公共団体の広報番組（ラジオ・テレビ）を用いた周知

（5）ケーブルテレビ事業者

- ・加入者あて送付物への「お知らせ」同封、コミュニティ・チャンネル等による周知

（6）メーカー

（7）消費者団体

第5章 デジタル未対応の高齢者、低所得者等のための取組

高齢者等のための取組については、デジサポの相談会や戸別訪問に加えて、次の取組を行う。

(1) 高齢者等のための取組

① 身近な「臨時相談コーナー」の設置（再掲）

- ・来年7月前後に、短期間、市町村単位等の規模で、生活に身近な場所に、臨時相談コーナーの設置

② 地デジボランティアによる声かけ等、高齢者宅等への最終確認活動等（一部再掲）

- ・民生委員やNPO等が実施する相談会等に対し、デジサポが資料提供や講師派遣
- ・初步的な問題の解決をお手伝いする等のため、身近なボランティアによる地域ごとのサポート体制を整備

低所得者等のための取組については、生活保護水準以下でも生活保護を受けずに努力している世帯があるという現状を踏まえて、次の取組を行う。

(2) 低所得者等のための取組

① NHK受信料全額免除世帯に対するチューナー等支援の周知徹底

対象世帯に対して申込書等を送付する直接周知に加え、テレビ、ラジオ、政府広報等を通じて行う幅広い周知や、地方公共団体、障がい者団体、社会福祉施設事業者団体等の協力による周知等の間接周知も強化。

② 経済的な理由によりデジタル化対応が困難な世帯のための支援強化の検討

地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率が、世帯年収200万円未満の層では全体平均を大幅に下回っており、現在の支援対象であるNHK受信料全額免除世帯以外にも、経済的な理由によりデジタル化対応が困難な世帯が残っているとの指摘等を踏まえ、支援強化について検討。

第6章 対応が遅れている共聴施設への対策

「共聴施設デジタル化加速プログラム」（平成22年3月）の取組に加えて、次の取組を行う。

①受信障害解消エリアでの個別受信移行の促進

- ・個別受信可能世帯への周知漏れを避けるため、デジサポの周知活動を強化
- ・廉価な簡易アンテナの供給体制の強化や、ケーブルテレビ・ブロードバンドによる地上デジタル放送視聴の促進

②受信障害継続施設のデジタル化改修等の強化

- ・管理者訪問や施設情報の把握を行い、管理者への働きかけを徹底
- ・受信調査、助成金制度、法律家相談等の受信障害対策共聴に対する各種支援制度の活用を促進

③管理者不明施設、無届施設等の困難施設への対応強化

- ・円滑な対応が困難と予想される受信障害対策共聴施設については、総合コンサルティングの対象とし、ケーブルテレビ業者、工事業者、地方公共団体等と連携して管理者把握、届出手続支援、改修工事等を強力に促進
- ・無届施設に対する指導の強化

④受信障害対策共聴施設の廃止に伴う施設撤去の徹底

- ・撤去を徹底するよう、働きかけの強化

⑤南関東を中心とした集合住宅共聴施設への対応強化

- ・集合住宅のデジタル化状況の訪問確認、不動産業界やケーブルテレビ事業者への情報提供依頼、関係者の協力による近隣・社宅等の確認活動の展開
- ・不動産業界と連携し、デジタル化改修等が必要な集合住宅に対して助成金制度の活用の促進

⑥ケーブルテレビ等による地上デジタル放送のみの再送信サービスの促進

- ・受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設のデジタル化対応を大幅に促進
- ・ケーブルテレビの地デジのみの再送信サービスについて、視聴者が利用しやすいサービスメニューの導入

第7章 テレビ放送が受信できなくなる世帯等への対策

最終段階において、エリア内等電波が届いているとされる地域で、地形的要因、構造物による影響、電波の混信等により極小的にデジタル放送が受信できない世帯等が多く発生することが懸念。これまでの対応に加え、過渡的な対応方策についても検討を行い万全の対策を講じることが必要。アナログ放送停波によりテレビが視聴できなくなることの回避を最優先に、次の対策を講じる。

①難視の早期把握と工事の促進

- ・周知を通じてデジタル放送視聴を強く促すとともに、工事関係者からの適切な情報収集体制を構築。
- ・相談と工事とが連携した体制を構築し、工事可能なものはできる限り実施。関係者間で地域の難視情報の共有。

②地デジ難視対策衛星放送の活用

- ・電器店等での解決が技術的に困難なものや、やむを得ず対策工事が遅れるものは、地デジ難視対策衛星放送を活用

③地デジ難視対策衛星放送以外の暫定対策についての検討

- ・衛星が利用できない場合、ケーブルテレビ等整備地区では、暫定対策としてケーブルへの一時加入等の方策も検討

第8章 その他の課題

○公共施設等のデジタル化

- ・本年12月末の完了に向けて、国及び地方公共団体は、自らの施設のデジタル化対応に責任を持って取り組むべき

○政府をあげた危機管理体制の構築

- ・最終段階で、全ての国民が混乱することなく円滑に対応できるよう、万全の危機管理体制構築を検討すべき

○I P再送信

- ・I P再送信の実施に関するロードマップを本年中に公開すべき